

名古屋市公報	令和 3年 8月 4日 第113号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 (ス市・地域振興課) (第47号)	6
○ 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例 (ス市・住民課) (第48号)	9
規 則	
○ 名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第77号)	10
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則 (環境・総務課) (第78号)	12
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第79号)	34
告 示	
○ 名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について (住都・住宅管理課) (第377号)	38
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第378号)	39
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第379号)	41
○ 指定介護老人福祉施設の指定 (健福・介護保険課) (第380号)	43
○ 介護老人保健施設の廃止 (健福・介護保険課) (第381号)	44
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第382号)	45
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第383号)	49
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表 (財政・財政課) (第384号)	51
○ 自転車等放置禁止区域の変更 (緑土・自転車利用課) (第385号)	54
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第386号)	56
○ 土壤汚染等対策指針の一部改正について (環境・地域環境対策課) (第387号)	57
○ 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第388号)	111
達	
○ 区長以下代決規程の一部改正 (総務・行政改革推進室) (第40号)	112
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会定例会の開催について (第11号)	113

公

告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	114
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	117

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（第47号）
 - 1 改正内容
自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和 3年愛知県条例第4号）の施行に伴い、規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
ただし、第13条の改正規定、同条の次に 1条を加える改正規定（第13条の 2第 2項に係る部分に限る。）並びに第14条及び第15条の改正規定は、令和 3年10月 1日から施行します。
 - 名古屋市手数料条例の一部を改正する条例（第48号）
 - 1 改正内容
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第 4条、第 5条及び第 7条関係）
 - 2 施行期日
令和 3年 9月 1日から施行します。
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則（第77号）
 - 1 改正内容
短期入所生活介護等を受ける者から徴収する食費の額を改めます。
 - 2 施行期日
(1) 令和 3年 8月 1日から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の規定は、令和 3年 8月分の使用料から適用し、同年 7月分以前の使用料については、なお従前の例によることとします。

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第78号）

1 改正内容

- (1) 自主調査の結果によって、管理区域の指定を行わない場合の要件の規定を整備します。（第52条の 4関係）
- (2) 管理区域等台帳の調製及び保管方法について規定を整備します。（第54条、第18号様式、第18号様式の 2、第18号様式の 3、第18号様式の 4及び第18号様式の 5関係）
- (3) 汚染土壌の区域間移動、飛び地間移動の届出について規定を整備します。（第55条、第55条の 2、第55条の 4、第19号様式及び第19号様式の 3関係）
- (4) その他規定の整理を行います。（第 4条、第50条、第52条の 3、第53条の 4、第53条の10、第53条の12、第53条の13、第53条の14、第53条の15、第53条の17、第53条の18、第53条の19、第53条の20、第55条の16、第56条、第16号様式、第16号様式の 2、第17号様式及び第17号様式の 2関係）

2 施行期日

令和 3年 8月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第79号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 3年10月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中中切荘及び西あじま荘の項を改める部分並びに別表第 3 2改良住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年 8月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第40号）

1 改正内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）等の一部改正に伴い、規定を整理します。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 3年 8月 1日から施行します。

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第47号

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を
改正する条例

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成29年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「自転車小売業者等」を「自転車小売等業者」に改め、「の小売」の次に「又は整備」を加え、「（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸出しをする者（以下「自転車貸出業者」という。）」を削り、同条中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 自転車貸出業者 自転車の貸出しをする者をいう。

第 4 条第 1 項第 4 号中「点検整備」の次に「及び盗難防止対策」を加える。

第 6 条第 4 項及び第 7 条第 2 項中「整備をするよう」を「整備を行い、盗難を防止するための対策を講ずるよう」に改める。

第 8 条の見出しを「（自転車小売等業者等の責務）」に改め、同条第 1 項中

「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に改め、「、自転車の販売に当たっては」を削り、「購入しよう」を「購入し、又は整備を依頼しよう」に改め、同条第２項中「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に、「購入しよう」を「購入し、又は整備を依頼しよう」に、「販売する」を「販売し、又はその整備を行う」に改め、同条第３項中「自転車小売業者」を「自転車小売等業者」に改める。

第９条に次の１項を加える。

- ２ 事業者は、その業務の用に供する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行い、盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

第13条を次のように改める。

（乗車用ヘルメットの着用）

第13条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

- ２ 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- ３ 事業者は、その事業活動のために従業員が自転車を利用するときは、当該従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

第13条の次に次の１条を加える。

（乗車用ヘルメットの着用の促進）

第13条の２ 市は、自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促進するための啓発、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- ２ 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 高齢者と同居する者等 自転車を利用しようとする当該高齢者
- (2) 自転車小売等業者 自転車を購入し、又は整備を依頼しようとする者
- (3) 自転車貸出業者 貸出しを受けて自転車を利用しようとする者
- (4) 事業者 通勤のため自転車を利用しようとする従業員
- (5) 学校の長又は大学及び専修学校等の長 通学のため自転車を利用しよう

とする児童、生徒又は学生

第14条第1項中「自転車利用者（未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。）は」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者が自転車を利用するに当たって」に改め、同項ただし書中「自転車利用者」を「各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自転車利用者（未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。） 当該自転車利用者
- (2) 保護者 その監護する未成年者
- (3) 自転車貸出業者 その貸出しの用に供する自転車を利用する者
- (4) 事業者 その事業活動のために自転車を利用する従業員

第14条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第15条を次のように改める。

（自転車損害賠償保険等の加入の促進）

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該各号に定める者に対し、その加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- (1) 自転車小売等業者 自転車を購入し、又は整備を依頼する者
- (2) 事業者 通勤のため自転車を利用する従業員
- (3) 学校の長又は大学及び専修学校等の長 通学のため自転車を利用する児童、生徒又は学生

第17条中「規則で」を「市長が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定（第13条の2第2項に係る部分に限る。）並びに第14条及び第15条の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第48号

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第26号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項中「、個人番号カードの再交付については 1 枚ごとに」を削る。

第 5 条第 4 号中「、閲覧又は個人番号カードの再交付」を「又は閲覧」に改める。

第 7 条中「第 2 条第 1 項第23号及び第24号」を「第 2 条第 1 項第22号及び第 23号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第77号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則

(名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 9条の 2第 1項第 1号ア中「 313円」を「 325円」に、「 655円」を「 680円」に、「 424円」を「 440円」に改め、同号イ中「 1,392円」を「 1,445円」に改める。

(名古屋市保護施設管理規程の一部改正)

第 2条 名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第35条第 2項中「 313円」を「 325円」に、「 655円」を「 680円」に、「 424円」を「 440円」に改め、同条第 3項中「 1,392円」を「 1,445円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の規定は、令和 3年 8月分の使用料から適用し、同年 7月分以前の使用料については、なお従前の例による。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第78号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部を改正する規則

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の次に「（昭和45年法律第137号）」を加える。

第50条中「第56条第1項」の次に「（条例第57条の2第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第52条及び第52条の2中「第57条の2」を「第57条の2第1項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（自主調査の結果報告命令）

第52条の3 第48条の規定は、条例第57条の2第2項の規定による命令について準用する。この場合において、第48条中「条例第54条第2項」とあるのは、「条例第57条の2第2項」と読み替えるものとする。

(自主調査に係る区域の指定の特例)

第52条の4 条例第58条第1項ただし書、条例第58条の4第1項ただし書及び条例第58条の8第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 条例第57条の2第1項の規定により報告された区域であること。
- (2) 土壤汚染等対策指針に基づく被害防止措置計画書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して14日以内に届け出たこと。
- (3) 土壤汚染等対策指針に基づく被害防止措置完了報告書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して60日以内に提出したこと。
- (4) 講じられた汚染の除去等の措置が土壤汚染等対策指針に規定する要件を満たしていること。

第53条の4第1項中「地下に」を「地下へ」に改め、同項第1号中「(昭和45年法律第137号)」を削り、同条第2項中「に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて」を「を勘案して」に改める。

第53条の10第1項中「地下に」を「地下へ」に改め、同条第3項中「に応じて講ずべき汚染の拡散の防止等の措置を定めて」を「を勘案して」に改める。

第53条の12第2項に次の1号を加える。

- (5) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さ(土壤汚染対策法施行規則第4条第4項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。)より1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

第53条の12に次の1項を加える。

- 3 土壤汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第53条の13に次の3号及び1項を加える。

- (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合におけ

る対応方法

(5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(6) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

2 土壤汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

第 53 条の 14 第 1 項に次の 3 号を加える。

(6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

(7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(8) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

第 53 条の 14 第 2 項中「第 53 条の 12 第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加え、「同条第 2 項第 1 号及び第 2 号」を「同条」に改める。

第 53 条の 15 中「及び前条第 1 項の」を「及び第 3 項並びに前条第 1 項（第 6

号及び第7号を除く。)の」に、「第53条の12第2項第1号及び第2号」を「第53条の12」に、「前条第1項第2号」を「前条第1項」に改める。

第53条の17第2項中「掲げる」の次に「書類及び」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(6) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壤（条例第60条の3第2項に規定する自然由来等土壤をいう。以下この節（第56条を除く。）において同じ。）を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 当該自然由来等形質変更時届出管理区域が形質変更時届出管理区域であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類

イ 当該自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

ウ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壤を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

第53条の17に次の1項を加える。

3 土壤汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第53条の18を次のように改める。

第53条の18 条例第58条の9第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更を行う形質変更時届出管理区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の完了予定日
 - (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
 - (6) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (7) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地
- 2 土壤汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

第53条の19第1項に次の4号を加える。

- (6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (8) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかに

した調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(9) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地第53条の19第2項中「第53条の17第2項」の次に「及び第3項」を加え、「同条第2項第1号及び第2号」を「同条」に改める。

第53条の20中「及び前条第1項の」を「及び第3項並びに前条第1項（第6号及び第7号を除く。）の」に、「第53条の17第2項第1号及び第2号」を「第53条の17」に、「前条第1項第2号」を「前条第1項」に改める。

第54条の見出しを「（管理区域等台帳）」に改め、同条第1項中「管理区域台帳」を「管理区域等台帳」に改め、同条第2項中「管理区域」の次に「又は条例第58条第1項ただし書、条例第58条の4第1項ただし書若しくは条例第58条の8第1項ただし書の規定の適用を受けた土地（以下「除去済み特例区域」という。）」を加え、同条第6項中「訂正し、及び条例第58条第4項若しくは第5項、条例第58条の4第2項若しくは第3項又は条例第58条の8第2項若しくは第3項の規定により管理区域の指定が解除された場合には、当該管理区域に係る帳簿及び図面を管理区域台帳から消除するものとする」を「訂正しなければならない」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項第1号中「を明示した」を「及び管理区域内又は除去済み特例区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「明示した」を「明らかにした」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

第54条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第18号様式の3」の次に「指定解除措置管理区域、指定解除拡散防止管理区域又は指定解除形質変更時届出管理区域にあっては第18号様式の4、除去済み特例区域にあっては第18号様式の5」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「又は形質変更時届出

管理区域」を「、形質変更時届出管理区域、指定解除措置管理区域、指定解除拡散防止管理区域、指定解除形質変更時届出管理区域又は除去済み特例区域」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、条例第58条第4項、条例第58条の4第2項又は条例第58条の8第2項の規定により管理区域の全部又は一部の指定が解除された場合には、当該管理区域の全部又は一部に係る帳簿及び図面を管理区域等台帳から消除し、条例第58条第4項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された措置管理区域（以下「指定解除措置管理区域」という。）、条例第58条の4第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域（以下「指定解除拡散防止管理区域」という。）又は条例第58条の8第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域（以下「指定解除形質変更時届出管理区域」という。）に係る第1項の帳簿及び図面を調製するものとする。

第55条第2項第2号中「（平成4年法律第51号）」を削り、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 管理汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
- イ 管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第17条第1項に規定する許可証をいう。以下同じ。）の写し

(7) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

- ア 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
- イ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第60条の3第1項第2号アに規定する基準に該当することを証する書類

ウ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第60条の3第1項第2号イに規定する基準に該当することを証する書類

エ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、条例第60条の3第2項に規定する要件に該当することを証する書類

オ 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類

第55条第2項に次の1号を加える。

(8) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域が一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類

第55条の2中「第60条第1項第7号」を「第60条第1項第10号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「、運搬及び処理」を「及び運搬」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の3号を加える。

(6) 管理汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項

ア 管理区域の所在地

イ 処理の完了予定日

(7) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項

ア 自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地

イ 当該土地の形質の変更の完了予定日

(8) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項

ア 管理区域の所在地

イ 当該土地の形質の変更の完了予定日

第55条の4第2項中「添付しなけば」を「添付しなければ」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 管理汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類

ア 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

イ 管理汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

(6) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第60条の3第1項第2号アに規定する基準に該当することを証する書類

ウ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第60条の3第1項第2号イに規定する基準に該当することを証する書類

エ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する

ものとして、条例第60条の3第2項に規定する要件に該当することを証する書類

第55条の4第2項に次の1号を加える。

(7) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域が一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類

第55条の15の次に次の1条を加える。

(準用)

第55条の16 第55条の5から前条までの規定は、管理汚染土壌を他人に条例第60条の3第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第55条の5第3号	処理受託者が	土壌使用者が
	当該処理受託者	当該土壌使用者
第55条の6第1項第3号	当該管理区域の所在地	管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地又は管理汚染土壌を同項第3号に規定する土地

		の形質の変更に使用する場合には、当該管理区域の所在地
第55条の6第1項 第8号	処理受託者	土壌使用者
第55条の6第1項 第9号	当該委託に係る管理 汚染土壌の処理を行 う汚染土壌処理施設 の名称、所在地及び 土壌汚染対策法第22 条第1項の許可に係 る許可番号	管理汚染土壌を条例第60条の3第 1項第2号に規定する土地の形質 の変更に使用する場合には、当該搬出先の自然由来等形質 変更時届出管理区域の所在地又は 管理汚染土壌を同項第3号に規定 する土地の形質の変更に使用する 場合には、当該搬出先の管 理区域の所在地
第55条の9の見出 し	処理受託者	土壌使用者
第55条の9第1号	委託	土地の形質の変更
第55条の9第2号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
第55条の9第3号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第55条の9第4号	処理	土地の形質の変更
第55条の10の見出 し	処理受託者	土壌使用者
第55条の10	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第55条の13の見出 し	処理	土地の形質の変更
第55条の15の見出 し	処理受託者	土壌使用者

第56条第20号中「以下」の次に「この条において」を加える。

第16号様式中

「

土地の形質の変更の規模	
-------------	--

」

を

「

土地の形質の変更の対象となる 土地の面積及び当該土地の 形質の変更に係る部分の深さ	
最大形質変更深さより1メートルを 超える深さの位置について試料採取 等の対象としなかった場合はその旨、 当該試料採取等の対象としなかった 深さの位置及び特定有害物質の種類	

」

に改める。

第16号様式の2中

「

土地の形質の変更の規模	
-------------	--

」

を

「

土地の形質の変更の対象となる 土地の面積及び当該土地の 形質の変更に係る部分の深さ	
---	--

」

に改める。

第17号様式中

「

土地の形質の変更の 着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の 完了予定日（又は完了日）	

」

を

「

土地の形質の変更の 着手予定日又は着手日					
土地の形質の変更の 完了予定日又は完了日					
土地の形質の変更の施行中に 地下水汚染の拡大が確認され た場合における対応方法					
事故、災害その他の緊急事態が発 生した場合における対応方法					
最大形質変更深 さより1メー トルを超える深さ の位置について 試料採取等の対 象としなかった 土壌について 土地の形質の 変更をしよう とする場合	<table> <tr> <td>土壌汚染等調 査に準じた 方法による 調査の結果</td><td></td></tr> <tr> <td>分析を行った 計量法第107 条の登録を 受けた者の 氏名又は名称</td><td></td></tr> </table>	土壌汚染等調 査に準じた 方法による 調査の結果		分析を行った 計量法第107 条の登録を 受けた者の 氏名又は名称	
土壌汚染等調 査に準じた 方法による 調査の結果					
分析を行った 計量法第107 条の登録を 受けた者の 氏名又は名称					

」

に改める。

第17号様式の2中

土地の形質の変更の 着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の 完了予定日（又は完了日）	

を

土地の形質の変更の 着手予定日又は着手日	
土地の形質の変更の 完了予定日又は完了日	
土地の形質の変更の施行中に 地下水汚染の拡大が確認された 場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が 発生した場合における対応方法	
最大形質変更深さ より1メートル を超える深さ の位置について 試料採取等の 対象としなかった 土壌について土地 の形質の変更を しようとする場合	土壌汚染等 調査に準じた 方法による 調査の結果
	分析を行った 計量法第107 条の登録を 受けた者の 氏名又は名称
自然由来等形質変更時届出管理区域 から搬出された自然由来等土壌 を使用する場合にあっては、 当該自然由来等形質変更時 届出管理区域の所在地	

に改める。

第18号様式中

地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有 ・ 無
-------------------------	-------

を

地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有 ・ 無
最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染等調査の結果により指定された措置管理区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	

に改める。

第18号様式の 2 中

地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有 ・ 無
-------------------------	-------

を

地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有 ・ 無
最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染等調査の結果により指定された拡散防止管理区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	

に改める。

第18号様式の 3 中

形質変更時届出管理区域の概況		面積	
----------------	--	----	--

を

形質変更時届出管理区域の概況		面積	
最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染等調査の結果により指定された形質変更時届出管理区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類			

に改める。

第18号様式の 3 の次に次の 2 様式を加える。

指定解除台帳

整理番号		指定番号		所在地	
解除された年月日					
解除された事由					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

除去済み特例区域台帳

整理番号		区域番号		所在地	
調製・訂正年月日					
除去済み特例区域の概況		面積			
除去済み特例 区域内の土壌 の汚染状態	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
被害防止措置 の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	被害防止措置の種類	実施者	土壌搬出 有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第55条関係）

管理汚染土壌の区域外搬出届出書	
年 月 日	
（宛先）名古屋市長	
届出者 住 所	
氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第1項の規定により、管理汚染土壌の搬出について、次のとおり届け出ます。	
管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
管 理 汚 染 土 壌 の 体 積	
管 理 汚 染 土 壌 の 運 搬 の 方 法	
管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 の 着 手 予 定 日	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 の 完 了 予 定 日	
管 理 汚 染 土 壌 の 運 搬 の 完 了 予 定 日	
運 搬 の 用 に 供 す る 自 動 車 等 の 使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名 又は 名 称 及 び 連 絡 先 （運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び 連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	
管理汚染土壌を処理する場合	
管 理 区 域 の 所 在 地	
管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
管理汚染土壌を処理する施設の所在地	
処 理 の 完 了 予 定 日	
管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地	
土 地 の 形 質 の 変 更 を す る 形 質 変 更 時 届 出 管 理 区 域 の 所 在 地	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 完 了 予 定 日	
管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
管 理 区 域 の 所 在 地	
土地の形質の変更をする管理区域の所在地	
土 地 の 形 質 の 変 更 の 完 了 予 定 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

第19号様式の 3 を次のように改める。

第19号様式の3（第55条の4関係）

非常災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書 年 月 日 （宛先）名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名） 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第3項の規定により、管理汚染土壌の搬出について、次のとおり届け出ます。	
管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
管 理 汚 染 土 壌 の 体 積	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 先	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 の 着 手 日	
管 理 汚 染 土 壌 の 搬 出 の 完 了 日	
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の着手予定日	
管 理 汚 染 土 壌 の 運 搬 の 方 法	
管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
管 理 汚 染 土 壌 の 運 搬 の 完 了 予 定 日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	
管理汚染土壌を処理する場合	
管 理 区 域 の 所 在 地	
管理汚染土壌を処理する施設の所在地	
管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
管 理 汚 染 土 壌 の 処 理 の 完 了 予 定 日	
管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地	
搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
管 理 区 域 の 所 在 地	
搬出先の管理区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第50条の改正規定、第52条及び第52条の 2 の改正規定並びに同条の次に 2 条を加える改正規定（第52条の 3 に係る部分に限る。）は、同年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第53条の12、第53条の13、第53条の17及び第53条の18の規定並びに第17号様式及び第17号様式の 2 は、施行日から起算して14日を経過する日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第55条第 1 項に規定する土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）について適用し、施行日から起算して14日を経過する日前に着手した土地の形質の変更については、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第79号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表山田東荘の項中

「

平成25年度	74
--------	----

」を「

平成25年度	74
令和元年度	54

」に改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表山田東荘の項中

「

1 号から85号まで

」を「

1 号から 101 号まで

」に改め、同表

中切荘の項中

「	1 号から31号まで	を	「	1 号から10号まで、12 号から19号まで及び21 号から31号まで	に改め、同表	」
---	------------	---	---	---	--------	---

西あじま荘の項中

「	1 号から 471 号まで、 473 号から 486 号まで 及び 488 号から 625 号 まで	を	「	1 号から20号まで、22 号から30号まで、32号 から41号まで、43号か ら58号まで、60号から 148 号まで、150 号か ら 166 号まで、168 号 から 180 号まで、182 号から 199 号まで、 201 号から 223 号ま で、225 号から 282 号 まで、284 号から 296 号まで、298 号から 314 号まで、316 号か ら 328 号まで、330 号 から 356 号まで、358 号から 376 号まで、 378 号から 390 号ま で、392 号から 403 号 まで、405 号から 418 号まで、420 号から 442 号まで、444 号か ら 458 号まで、460 号 から 465 号まで、467 号から 471 号まで、	に改め、同表	」
---	---	---	---	--	--------	---

473 号から 477 号まで、479 号から 486 号まで、488 号から 501 号まで、503 号から 528 号まで、530 号から 544 号まで及び 546 号から 625 号まで

戸田荘の項中

386 号から 390 号まで、392 号から 397 号まで、399 号から 469 号まで、471 号から 488 号まで、490 号から 509 号まで、511 号から 589 号まで、688 号から 782 号まで、833 号から 839 号まで、841 号から 853 号まで、880 号から 934 号まで、936 号から 956 号まで、958 号から 965 号まで、977 号から 985 号まで及び 1001 号から 1286 号まで

を

386 号から 390 号まで、392 号から 397 号まで、399 号から 469 号まで、471 号から 488 号まで、490 号から 509 号まで、511 号から 589 号まで、688 号から 782 号まで、833 号から 839 号まで、841 号から 853 号まで、880 号から 934 号まで、936 号から 956 号まで、958 号から 965 号まで、977 号から 985 号まで、1001 号から 1286 号まで及び 1338 号から 1377 号まで

に改める。

別表第 3 2 改良住宅に付随する駐車場の表新尾頭荘の項中

「

1号から29号まで

」を「

19号から29号まで

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中中切荘及び西あじま荘の項を改める部分並びに別表第3 2 改良住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年8月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 377号

名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 3年 7月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託する事務

名古屋市営住宅等の退去者に係る滞納一時使用料の収納事務

2 委託の相手方

埼玉県さいたま市大宮区大門町 1丁目 1番地

弁護士法人ライズ綜合法律事務所 代表弁護士 田中 泰雄

3 委託期間

令和 3年 7月15日から令和 6年 7月 2日まで

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第378号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和3年7月24日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年7月26日

名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	万場藤前線第18号	名古屋市 中川区 下之一色町字権野91番の4地先から 名古屋市 中川区 江松三丁目1121番の1地先まで	附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図

新川

文正色小学校

一般国道1号

都計

県道名古屋中環状線

万場藤前線

3

4

7

1

40

名古屋市告示第 379号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 2年12月 3日 2指令住開指第 159号	名古屋市北区中味鉦三 丁目1003番 1	名古屋市北区楠味鉦三丁 目1644番地 小島玲子
令和 3年 5月17日 3指令住開指第16号	名古屋市港区藤高一丁 目 114番	名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 3（市営西茶 屋荘12棟 507号） 松岡祐子 松岡 亮
令和 3年 1月 5日 2指令住開指第 166号	名古屋市瑞穂区井戸田 町四丁目 9番 1外 3筆	名古屋市東区東桜一丁目 13番 3号 セキスイハイム中部株式 会社 代表取締役 丸山 聡

令和 3年 3月 9日 2指令住開指第 191号	名古屋市緑区定納山一 丁目 508番 1外 1筆	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦
-----------------------------	-----------------------------	---

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 380号

指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第48条第 1項の規定により、指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定しました。

令和 3年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 貴和会	特別養護老人 ホームアカデ ミックケアホ ーム太閤	名古屋市中村区 日吉町22番地の 2	令和 3年 6月 1日	介護老人福祉施設

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 381号

介護老人保健施設の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第99条第 2項の規定により、介護老人保健施設開設者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
医療法人珪山 会	医療法人珪山 会老人保健施 設第 1 若宮	名古屋市中村区 寿町30番地	令和 3年 6月11日	介護老人保健施設

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 382号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
やまもと企画 株式会社	やまもと企画 株式会社 名 古屋事業所	名古屋市千種区 今池三丁目15番 6号	令和 3年 7月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社マル ヨシ佐藤	訪問看護オフ ィスあいり	名古屋市中村区 本陣通 5丁目 7 番地	令和 3年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ネク ストライフス テージ	訪問看護ステ ーションちい ず	名古屋市昭和区 御器所通 1丁目 18番地の 1	令和 3年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社m a	訪問入浴マス	名古屋市中川区	令和 3年	訪問入浴介護

s t o c a r e	ト	高畑五丁目 204 番地	7月 1日	介護予防訪問入浴 介護
株式会社CU ORE	CUORE	名古屋市港区港 陽三丁目11番23 号	令和 3年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
社会医療法人 宏潤会	大同老人保健 施設	名古屋市南区白 水町 9番地	令和 3年 7月 1日	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション
株式会社AH P	パブリカここ ろの訪問看護 ステーション 名古屋八事	名古屋市天白区 元八事三丁目 6 番地	令和 3年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社学研 ココファン・ ナーシング	学研ココファ ン・ナーシン グ名古屋	名古屋市天白区 中坪町 181番地	令和 3年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社つう 心房	訪問介護本舗 はれやか	名古屋市千種区 橋本町 3丁目15 番地	令和 3年 7月 1日	訪問介護
関西三友株式 会社	訪問介護 さ ざんか	名古屋市中村区 岩塚本通 2丁目 20番地	令和 3年 7月 1日	訪問介護
株式会社学研 ココファン	学研ココファ ン名古屋富士 見ヘルパーセ	名古屋市中区富 士見町 6番30号	令和 3年 7月 1日	訪問介護

	ンター			
サンライトガーデン株式会社	サンライトガーデン堀田ケア	名古屋市瑞穂区神穂町 2番 2号	令和 3年 7月 1日	訪問介護
サンライトガーデン株式会社	サンライトガーデン堀田ナース	名古屋市瑞穂区神穂町 2番 2号	令和 3年 7月 1日	訪問看護
株式会社キート	訪問介護のぞみ守山	名古屋市守山区森宮町 173番地	令和 3年 7月 1日	訪問介護
一般社団法人日本福祉フォーラム	L u c e n t ケアサービス	名古屋市守山区川西一丁目 221番地の 2	令和 3年 7月 1日	訪問介護
株式会社キート	訪問看護のぞみ守山	名古屋市守山区森宮町 173番地	令和 3年 7月 1日	訪問看護
合同会社ハローすまいる	訪問介護ハローすまいる	名古屋市緑区籠山一丁目1302番地	令和 3年 7月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社夢眠ホーム	小規模多機能型居宅介護夢眠ちよだばし	名古屋市守山区小幡千代田11番3号	令和 3年 7月 1日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			日	
株式会社メッ ドインフォマ ティクス	いりなか定期 巡回・随時対 応型訪問介護 看護ステーシ ョン	名古屋市昭和区 滝川町32番地の 1	令和 3年 7月 1日	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
一般社団法人 かがやき	ケアプランか がやき	名古屋市中村区 稲西町 211番地	令和 3年 7月 1日	居宅介護支援
株式会社わが んせ	つむぐ支援セ ンター	名古屋市熱田区 花表町12番12号	令和 3年 7月 1日	居宅介護支援
株式会社夢眠 ホーム	ケアプランセ ンター 夢眠 ちよだばし	名古屋市守山区 小幡千代田11番 3号	令和 3年 7月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 383号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわか名城	さわか名城	名古屋市北区中切町 3丁目31番地	令和 3年 5月20日	訪問介護
合同会社福寿蒼	ケアサポート 福寿蒼	名古屋市天白区 植田西三丁目 404番地	令和 3年 5月28日	訪問介護
特定非営利活動法人フィオール	ケアサポート 楽明館	名古屋市守山区 川西一丁目 221 番地	令和 3年 5月31日	訪問介護

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
医療法人千代田	千代の郷小規模多機能型居宅介護 輝	名古屋市守山区小幡千代田11番3号	令和 3年 5月31日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ななみ	ケアプラン ななみ	名古屋市北区楠味鋤三丁目 403 番地の 1	令和 3年 5月18日	居宅介護支援
合資会社リカバリー	稲西ケアセンター	名古屋市中村区 岩上町35番地	令和 3年 5月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 384号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、令和 3年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和 3年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

令和2年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（令和3年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
一 般 会 計	1,615,224	1,354,134	83.8	1,178,042	72.9
特 別 会 計	1,122,203	641,730	57.2	765,874	68.2

(2) 公営企業会計（令和2年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区 分	収 入			支 出		
	予 算 額	決 算 額	執 行 率	予 算 額	決 算 額	執 行 率
病 院 事 業 会 計	37,505	41,198	109.8	39,165	35,988	91.9
水 道 事 業 会 計	51,789	47,556	91.8	51,619	48,245	93.5
工業用水道事業会計	1,057	1,019	96.4	1,047	940	89.8
下 水 道 事 業 会 計	77,672	75,661	97.4	76,246	73,949	97.0
自動車運送事業会計	24,610	24,281	98.7	26,953	25,370	94.1
高速度鉄道事業会計	75,570	73,098	96.7	86,647	81,186	93.7
計	268,203	262,813	98.0	281,677	265,678	94.3

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（令和3年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

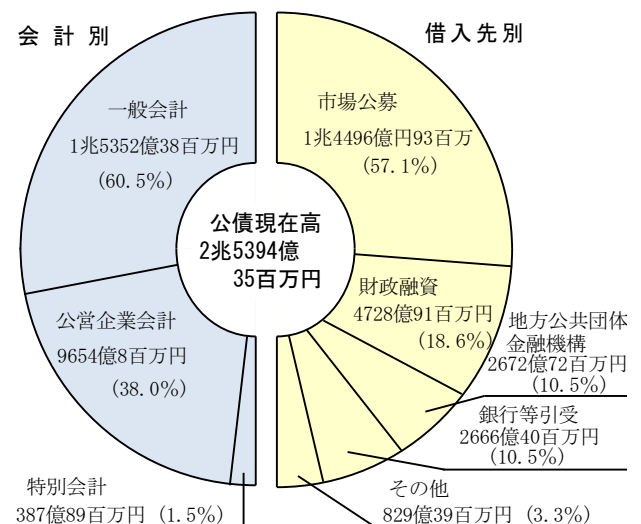
区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	87,539千㎡
建 物	10,183千㎡
そ の 他	出資による権利 235,854百万円等
物 品	7,287点
債 権	94,231百万円
基 金	279,121百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	100,000	—
病 院 事 業 会 計	4,000	—
水 道 事 業 会 計	2,700	—
工業用水道事業会計	100	—
下 水 道 事 業 会 計	2,900	—
自動車運送事業会計	5,000	—
高速度鉄道事業会計	29,000	4,602

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

令和3年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には11会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
一 般 会 計		1,319,390	5.2
特 別 会 計		983,509	△ 5.9
	国 民 健 康 保 険 会 計	199,815	△ 0.9
	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	59,673	0.0
	介 護 保 険 会 計	207,284	1.7
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 会 計	1,174	△ 2.7
	市 場 及 び と 畜 場 会 計	7,467	△ 3.6
	名 古 屋 城 天 守 閣 会 計	641	△ 5.3
	土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金 会 計	805	151.6
	市 街 地 再 開 発 事 業 会 計	301	△ 71.1
	墓 地 公 園 整 備 事 業 会 計	1,895	55.0
	用 地 先 行 取 得 会 計	16,766	34.1
	公 債 会 計	487,688	7.8
計		2,302,899	0.2

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
病 院 事 業 会 計		53,103	23.4
水 道 事 業 会 計		80,673	1.2
工 業 用 水 道 事 業 会 計		1,767	11.8
下 水 道 事 業 会 計		146,889	△ 3.7
自 動 車 運 送 事 業 会 計		31,009	△ 0.4
高 速 度 鉄 道 事 業 会 計		132,977	△ 5.6
計		446,418	△ 0.6

令和3年7月発行 財政のあらまし（財政事情の公表）
 令和2年度下半期財政運営の状況 令和3年度当初予算の概要
 【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 385号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 3年 7月30日

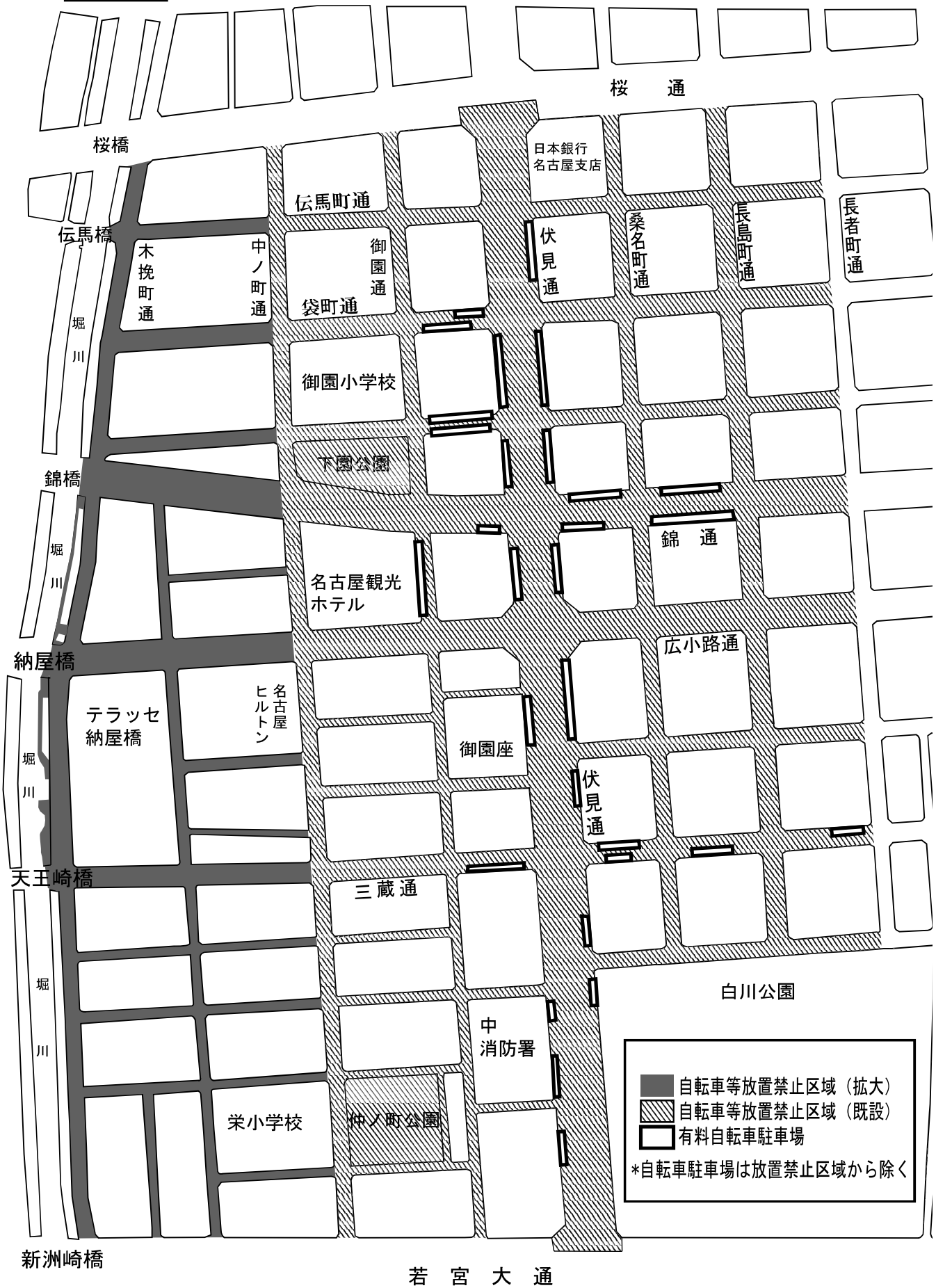
名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
令和 3年 9月 1日	伏見自転車等放 置禁止区域	中区錦一丁目及び栄一丁 目	別図のと おり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

伏見自転車等放置禁止区域



名古屋市告示第 386号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区浜田町 5丁目 1番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第387号

土壤汚染等対策指針の一部改正について

土壤汚染等対策指針（平成15年名古屋市告示第413号）の一部を次のように改正します。

令和3年7月30日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 第2中「並びに第55条第1項及び第2項」を「、第55条第1項及び第2項並びに第57条の2第2項」に改める。
- 2 第2の1の見出し中「調査対象地」を「土壤汚染等調査の対象地」に改め、同項(1)及び(2)中「調査対象地」を「土壤汚染等調査の対象地」に改め、同項(3)中「調査対象地を当該調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類」を「土壤汚染等調査の対象地のうち前号ウに係る土地（以下第2項、第4項、第12項第2号及び第13項第2号において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質」に、「区分」を「土地の区分」に改め、同号ア中「供されていない旨の情報」を「供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報」に改め、同号を同項(4)とし、同項(2)の次に次の1号を加える。

(3) 調査実施者は、土壤汚染等調査の対象地において、前号の規定により

試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、当該アからウに定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を行うものとする。

ア 土壤汚染等調査の対象地における試料採取等対象物質が第2項第3号イ(イ)に規定する第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）である場合であり、かつ、第1号の規定により把握した情報により、土壤汚染等調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染等調査の対象地に第8項第2号に規定する自然由来盛土等に使用した土壤があると認められる場合を含む。） 第8項に定める方法

イ 第1号の規定により把握した情報により、土壤汚染等調査の対象地が公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染等調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第9項に定める方法

ウ 土壤汚染等調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又はイの土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次号及び次項から第7項までに定める方法

3 第2の2(1)、(2)及び(3)イ(ア) a 中「調査対象地」を「土壤汚染等調査の対象地」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前号の規定にかかわらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壤汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画（第4項第1号アに基づき土壤ガス調査を行う場合であり、かつ、30メートル格子内の一部対象区画のうち少なくとも1の一部対象区画において地表から最大形質変更深さより1メートル以内の

深さに汚染のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該30メートル格子の中心を含む単位区画を除く。)について試料採取等の対象としないことができる。

- 4 第2の3の見出し中「調査対象地」を「第1項第3号ウに掲げる場合の土壤汚染等調査の対象地」に改め、同項(1)及び(2)中「調査対象地」を「土壤汚染等調査の対象地」に改める。
- 5 第2の4の見出し中「試料採取等」を「第1項第3号ウに掲げる場合の試料採取等」に改め、同項(3)ア中「を採取すること。ただし、当該汚染の」を「又は汚染の」に、「又は当該汚染の」を「若しくは汚染の」に改め、「土壤を採取すること。」の次に「ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壤汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。」を加え、同号イ中「ただし書」を「本文」に改め、同項(5)中「単位区画における」の次に「調査対象地に係る」を加える。
- 6 第2の5の見出し中「30メートル格子内」を「第1項第3号ウに掲げる場合の30メートル格子内」に改める。
- 7 第2の6の見出し中「土壤ガス調査」を「第1項第3号ウに掲げる場合の土壤ガス調査」に改め、同項(2)ア中「行うこと。」の次に「ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壤汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が前号に規定する検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。」を加える。
- 8 第2の7の見出し中「試料採取等」を「第1項第3号ウに掲げる場合の試

料採取等」に改める。

- 9 第2の8の見出し中「土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地」を「第1項第3号アに掲げる場合の土地」に改め、「に係る特例」を削り、同項(1)中「調査実施者は、第1項第1号及び第2号の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。この項において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第2項第3号、第4項第1号イ及び第3号から第5号まで並びに第5項第2号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、」を「第1項第3号アに掲げる場合における」に、「を行わなければならない」を「の方法は、次のアからカまでのとおりとする」に改め、同号エ中「イ及びウ」を「エ及びオ」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「イ(ア)a」を「エ(ア)a」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「ア」を「イ及びウ」に、「第4号並びに第2の9(1)イ及び(3)」を「第9号」に改め、「行うこと。」の次に「ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌がイに規定する900メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置にある時は、当該土壌の採取を行わないことができること。」を加え、同号イを同号エとし、同号ア中「調査実施者は、調査対象地」を「調査実施者は、土壌汚染等調査の対象地のうち第1項第3号アに係る対象地（以下この項並びに第13項第3号及び第4号において「調査対象地」という。）」に、「格子内にある単位区画」を「格子内にある調査対象地に係る単位区画」に改め、同号アを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ウ イの規定に関わらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定によ

り土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

- 10 第 2 の 8 (1) 本文の次に次のように加える。

ア 第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 項に定める方法により土壌汚染等調査の対象地を区画すること。

- 11 第 2 の 8 (4) 中「第 1 号イ又は前号イ」を「第 1 号エ、第 3 号エ又は前号」に改め、「おける」の次に「調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地内の」を加え、同号を (9) とし、同項 (3) を次のように改める。

(3) 第 1 号カの規定による測定又は前号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地 (第 1 号イただし書に規定する場合にあっては、900メートル格子内の調査対象地。以下第 7 号及び第 8 号において同じ。) の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 12 第 2 の 8 (3) を (5) とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(6) 第 3 号キの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものである時は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア 自然由来盛土等に使用した土壌がある場合 (イに掲げる場合を除く。) 当該測定に係る単位区画を含む 30 メートル格子内にある自然

由来盛土等に係る全ての単位区画

- イ 自然由来盛土等に係る全ての30メートル格子のうちいずれか1つの30メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合 自然由来盛土等に係る全ての30メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

(7) 前2号の規定に関わらず、第1号カ若しくは第3号キの測定又は第4号の試料採取等において当該測定若しくは試料採取等に係るいずれかの単位区画（第1号イただし書に規定する場合にあっては、900メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第13項第3号アにおいて同じ。）の土地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態がアからオまでのいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む30メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該アからオまでに定める単位区画とみなすことができる。

ア 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

イ 土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

ウ 土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（オに掲げるときを除く。） 土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

エ 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

オ 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

(8) 第5号の規定に関わらず、30メートル格子の中心を含む単位区画（当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該30メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか1区画）の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合

にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び次号において同じ。）において第1号エからカまでの規定により第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次のアからカまでのいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む30メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該アからカまでに定める単位区画とみなすことができる。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第1号イに規定する900メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。

- ア 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
- イ 土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- ウ 土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（オに掲げる場合を除く。） 土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
- エ 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき（カに掲げるときを除く。） 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- オ 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
- カ 第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

13 第2の8(2)中「第二種特定有害物質」の次に「(シアン化合物を除く。)」を、「土壌溶出量基準」の次に「若しくは第二溶出量基準」を加え、「前号」を「前3号」に、「同号」を「前3号」に改め、同号を(4)とし、同項(1)の次に次の2号を加える。

(2) 前号の規定に関わらず、第1項第1号の規定により把握した情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し(次のア及びイに掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。)に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次号に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。

ア 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から10メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。

イ 次のいずれかに該当する土壌であること。

(ア) 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が900メートル未満である土地から掘削した土壌であること。

(イ) 当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の左欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であることが第2に定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

盛土又は埋め戻しに使用した土壌の掘削を行った土地の汚染状態	調査対象地の汚染状態
土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの	土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準及び土壌含有量基	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

準に適合しないもの

に適合しないもの

(3) 調査実施者は、自然由来盛土等に使用した土壌があるときは、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

ア 第2項第1号及び第2号並びに第3項に定める方法により土壌汚染等調査の対象地を区画すること。

イ 調査実施者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に規定する単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、自然由来盛土等に使用した土壌が1の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその他の情報により、当該土壌の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合は、調査実施者は自然由来盛土等に係る全ての30メートル格子のうちいずれか1つの30メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に規定する単位区画について、試料採取等の対象とすることができること。

(ア) 30メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む自然由来盛土等に係る単位区画

(イ) 30メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地区域内にはない場合 当該30メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画のうちいずれか1区画

ウ イの規定にかかわらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより1メートルを超える深さにのみ自然由来盛土等の土壌の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

エ 調査実施者は、イ又はウの規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にはない場合にあっては、当該単位区画における自然由来盛

土等に係る調査対象地内の任意の地点。以下次の(ア)、(イ)及び第9号において同じ。)において次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める土壌の採取を行うこと。

(ア) 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかでない場合

a 表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌

b 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌

(イ) 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかである場合 (ア)の土壌のうち当該自然由来盛土等の土壌 ((ア)の土壌が当該自然由来盛土等の土壌でない場合にあっては、当該自然由来盛土等の土壌の任意の位置の土壌)

オ エの規定にかかわらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌がイに規定する30メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。ただし、イただし書に基づき試料採取等の対象とした場合においては、当該土壌が自然由来盛土等の土壌の全ての最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

カ エ(ア)aの規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

キ エ及びカの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

14 第2の9の見出し中「公有水面埋立法（大正10年法律第57号）」を「第1項第3号イに掲げる場合の公有水面埋立法」に改め、「に係る特例」を削り、同項（1）を次のように改める。

（1）第1項第3号イに掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次のアからオまでのとおりとする。

ア 第2項第1号及び第2号並びに第3項に定める方法により土壤汚染等調査の対象地を区画すること。

イ 調査実施者は、土壤汚染等調査の対象地のうち第1項第3号イに係る対象地（以下この項、第12項第4号及び第13項第4号において「調査対象地」という。）の区域を、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壤汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壤の層（以下「埋立層等」という。）の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

（ア）30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画

（イ）30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該30メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか1区画

ウ 調査実施者は、イの規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下次の（ア）、（イ）及び第3号において同じ。）において次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める土壤の採取を行うこと。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利

用される土地において条例第55条第1項又は第2項の規定により土壤汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壤がイに規定する30メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができること。

(ア) 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壤

a 表層の土壤（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合においては、表層の土壤及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤）

b 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）

c 帯水層の底面の土壤（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

(イ) 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合 (ア) a から c までに掲げる土壤のうち当該埋立層等内の土壤 ((ア) a から c までに掲げる土壤が当該埋立層等内にない場合にあっては、当該埋立層等内の任意の位置の土壤)

エ ウ(ア) a（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合に限る。）の規定により土壤を採取した場合にあっては、採取された表層の土壤及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

オ ウ及びエの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壤に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

- 15 第2の9(2)中「第1号オ」を「前号オ」と改め、「格子内にある」の次に「調査対象地に係る」を加え、同項(3)中「第1号イ」を「第1号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、「おける」の次に「調査対象地内の」を加える。
- 16 第2の10の見出し中「調査対象地」を「土壌汚染等調査の対象地」に改め、同項(1)中「第6項まで」の次に「、第8項及び第9項」を加え、「調査対象地」を「土壌汚染等調査の対象地」に、「次号において」を「以下」に改め、同項(2)中「調査対象地」を「土壌汚染等調査の対象地」に、「に基づき」を「の規定により」に、「特定有害物質。」を「特定有害物質」に改める。
- 17 第2の11(1)中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改め、同項(2)中「準用する。」の次に「この場合において、同号中「前号に規定する検出範囲」とあるのは、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。」を加える。
- 18 第2の12(1)中「調査実施者は」の次に「、第1項第3号ウに掲げる場合において」を加え、同項(2)中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改め、同項(3)中「第1項第1号の規定により把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは」を「第1項第3号イに掲げる場合において」に改め、同項(4)中「第3第3項第2号において同じ」を「以下同じ」に改める。
- 19 第2の13(2)中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改め、同項(3)中「第8項第1号」を「第8項第1号若しくは第3号」に改め、同号ア中「第8項第1号エ」を「第8項第1号カ若しくは第3号キ」に、「同項第2号」

を「同項第 4 号」に改め、同項(4)中「調査対象地」の次に「(第 8 項第 1 号イただし書に規定する場合にあっては、900メートル格子内の調査対象地)又は自然由来盛土等に係る調査対象地」を加え、「第 8 項第 1 号」を「第 8 項第 1 号若しくは第 3 号」に改め、同号ア中「第 8 項第 1 号エ」を「第 8 項第 1 号カ若しくは第 3 号キ」に、「同項第 2 号」を「同項第 4 号」に改める。

20 第 2 の14中「調査対象地」を「土壌汚染等調査の対象地」に、「及び第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号」を「、第 8 項又は第 9 項」に改める。

21 第 4 を次のように改める。

1 自主調査の結果の評価

自主調査は、指定調査機関（土壌汚染対策法第 3 条第 8 項に規定する指定調査機関を言う。以下同じ。）に第 2 に定めるところにより実施させることが望ましい。第 2 第 1 項から第 6 項までの規定にかかわらず土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等が省略された場合における試料採取等の結果の評価は、自主調査が実施された土地において予定されている土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地（土地の形質の変更が予定されていない場合にあっては、当該自主調査が行われた土地と一筆である土地）（以下「自主調査対象地」という。）について第 2 第10項、第12項及び第13項の規定により行うものとする。ただし、第 2 第 1 項第 1 号の規定による土壌汚染のおそれの把握と同等程度の精度をもって土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報が把握され、当該情報により、自主調査対象地が基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地に分類される場合であって、自主調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自主調査対象地を、当該自主調査の対象とされた特定有害物質の種類について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるときを除く。）

土壌溶出量基準

(2) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(3) 土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌含有量基準

2 被害防止措置計画書

(1) 規則第52条の4第2号の規定による計画書は、次に掲げる事項を記載した被害防止措置計画書届出書（指針第1号様式）により届け出なければならない。

ア 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 自主調査に係る対象地の名称

ウ 自主調査に係る対象地の所在地

エ 被害防止措置計画書

(2) 前号の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア 措置を行おうとする場所を明らかにした自主調査に係る対象地の図面

イ 措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

ウ 汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し

(イ) 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類

(ロ) 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

(エ) 汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

3 被害防止措置完了報告書

規則第52条の4第3号の規定による提出は、次に掲げる事項を記載した被害防止措置完了報告書（指針第2号様式）により行われなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 自主調査に係る対象地の名称

(3) 自主調査に係る対象地の所在地

- (4) 講じた被害防止措置の概要
- (5) 被害防止措置の開始及び終了の時期
- (6) 汚染がなくなったことの確認の方法

4 被害防止措置の完了要件

規則第52条の4第4号の土壤汚染等対策指針に規定する要件は、別表4の5の項第1号に規定する基準不適合土壤の掘削による除去と同等以上の措置を行うものとする。

22 第5を次のように改める。

1 汚染の除去等の措置

別表3の左欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

2 担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

市長が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であることが一時的であると認められるものに対し、条例第58条の2第2項の規定により当該措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、当該措置管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない場合にあっては別表3の1の項に規定する地下水の水質の測定、当該措置管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない場合にあっては同表の7の項に規定する立入禁止を示すものとする。

3 条例第58条の2第2項の規定により示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの

条例第58条の2第3項の土壤汚染等対策指針で定める汚染の除去等の措置は、別表3の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める汚染の除去等の措置とする。

4 措置計画書の提出

条例第58条の2第1項の規定により市長から指示を受けた者は、措置計

画書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

5 健康被害防止措置等に関する技術的基準

条例第58条の2第5項の健康被害防止措置等に関する技術的基準は、次項及び第7項に定めるところによる。

6 健康被害防止措置等の実施の方法

(1) 別表3の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の3の項に規定する遮断工封じ込め、同表の4の項に規定する不溶化、同表の7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の8の項に規定する土壌入換え並びに同表の9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表4に定めるところによる。

(2) 前号に定めるもののほか、次のアからエまでに定めるところにより、健康被害防止措置等を講じるものとする。

ア 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が措置管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第5号で定める基準に適合していること。

イ アに定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、平成31年環境省告示第6号で定める方法により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。この場合において、同告示中「要措置区域」とあるのは「措置管理区域」と読み替えるものとする。

エ 措置管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自主調査と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

7 廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置

次に掲げる基準に従い港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、第1項及び前項に定める汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなす。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準

8 措置完了報告書の提出

措置を講じたときは、措置完了報告書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

23 第6の1(2)ア中「若しくは」を「又は」に、同号イ中「飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という。）」を「飛散等」に改め、同項(4)イ、ウ及びカ中「右欄に掲げる」を削り、「係る工程」を「係る措置の実施」に、「ク及びケ以外の工程」を「同項右欄のアからクまでの実施」に改め、同号オ中「5の項の」の次に「土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項」を加え、「掘削による除去に係る工程のうち、ウ以外の工程」を「掘削による除去のアからエまでの実施」に、「、又は」を「又は」に、「浄化による除去に係る工程のうち、ウ以外の行程」を「浄化による除去のアからウまで及びオの実施」に改め、同号キ中「別表4の7の項の」の次に「不溶化に係る措置の実施のうち、同項」を加え、「原位置不溶化に係る工程のうち、オ以外の行程」を「原位置不溶化のアからオまで措置の実施」に、「、又は」を「又は」に、「不溶化埋め戻しに係る工程のうち、オ以外の工程」を「不溶化埋め戻しのアからオまでの実施」に改める。

24 第6の3(1)次のように加える。

キ 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

ク 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

25 第6の3(3)ウ中「形質の」を「形質の変更の」に改める。

26 第6の4(1)キ中「汚染の除去等の措置」を「健康被害防止等措置」に改め、同号に次のように加える。

ク 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

ケ 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

コ 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次号ウにおいて同じ。）をしようとするときは、第2に定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査結果に関する事項

27 第6の4(2)に次のように加える。

ウ 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第2に定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

28 第6の4(3)中「前号」を「第1号」に改める。

29 第6に次の1項を加える。

5 措置管理区域内における土地の形質の変更の例外

一の土壤汚染等調査の結果に基づき指定された複数の措置管理区域の間において、一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の措置管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該管理汚染土壌が当該他の措置管理区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

30 第7を次のように改める。

1 汚染の拡散の防止等の措置

別表5の左欄に掲げる土地において講ずべき汚染に拡散の防止等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の拡散の防止等の措置とする。

2 担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

市長が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、条例第58条の5第2項の規定により当該拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、別表5の1の項に規定する地下水の水質の測定を示すものとする。

3 条例第58条の5第2項の規定により示された汚染の拡散の防止等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの

条例第58条の5第3項の土壤汚染等対策指針で定める汚染の拡散の防止等の措置は、別表5の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める汚染の拡散の防止等の措置とする。

4 措置計画書の提出

条例第58条の5の規定により市長から指示を受けた者は、措置計画書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

5 生活環境保全措置等に関する技術的基準

条例第58条の5第5項の生活環境保全措置等に関する技術的基準は、次項及び第7項に定めるところによる。

6 生活環境保全措置等の実施の方法

(1) 別表5の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定する地下水汚染の拡散の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の4の項に規定する遮断工封じ込め、同表の6の項に規定する不溶化の実施の方法は、別表6に定めるところによる。

(2) 拡散防止管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自主調査と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

7 廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の拡散の防止等の措置

次に掲げる基準に従い港湾法第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、第1項及び前項に定める汚染の拡散の防止等の措置が講じられている土地とみなす。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準

8 措置完了報告書の提出

措置を講じたときは、措置完了報告書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

31 第8の1(1)アに次のように加える。

(エ) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数

の拡散防止管理区域の間において、他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を、自ら使用し、又は他人に使用させるために、当該拡散防止管理区域内で土地の形質の変更を行うこと。

(オ) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の拡散防止管理区域の間において、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させること。

32 第8の1(2)及び(3)中「同項第3号」を「同項第1号及び第3号」に改める。

33 第8の2(3)を同項第4号とし、同項(2)の次に次の1号を加える。

(3) 拡散防止管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自主調査と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

34 第8に次の2項を加える。

3 拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の例外

一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の拡散防止管理区域の間において、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該管理汚染土壌が当該他の拡散防止管理区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

4 拡散防止管理区域内における汚染状態の把握

規則第53条の12第3項又は第53条の13第2項の土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法は、別表第6に

規定する方法とする。

- 35 第9の1(1)ア(ア)中「防止するため」を「防止等」に改め、同号アに次のように加える。

(エ) 他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然由来等形質変更時届出管理区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壌汚染等調査若しくは自主調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時届出管理区域の間において、他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該形質変更時届出管理区域内で土地の形質の変更を行うこと。

(オ) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌汚染等調査若しくは自主調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時届出管理区域の間において、一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

- 36 第9の1(2)及び(3)中「同項第3号」を「同項第1号及び第3号」に改める。

- 37 第9の2(1)イ中「平成23年環境省告示第54号」を「平成31年環境省告示第14号」に改め、同項(3)を(4)とし、同項(2)の次に次の1号を加える。

(3) 形質変更時届出管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自主調査と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある。

ないようにすること。

38 第9に次の2項を加える。

3 形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の例外

(1) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該自然由来等土壌が当該他の自然由来等形質変更時届出管理区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

(2) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時届出管理区域の間において、一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該管理汚染土壌が当該他の形質変更時届出管理区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

4 形質変更時届出管理区域内における汚染状態の把握

規則第53条の17第3項又は第53条の18第2項の土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法は、別表4に規定する方法とする。

39 第10の1(1)ア及びイ中「第2号」を「第3号」に改め、(2)イ(イ)中「場合」の次に「((ウ)に掲げる場合を除く。)」を加え、同号イ(ウ)a(e)中「第5の4(2)ウ」を「第5第4項第2号ウ」に改め、「(平成4年法律第51号)」を削り、同号ウ中「調査対象地」を「土壌汚染等調査の対象地」に改め、同号エ(ア)中「イ(ア)及び(イ)」を「イ(ア)、(イ)及び(ウ)a」に改め、同号エ(イ)中「イ(ウ)」を「イ(ウ)b」に改め、同号オ(ク)中「含まれる」を「含まれない」に改め、同号カ(イ)中「別表4の」を「別表4の1の項第2号、」に改め、同号カ(ウ)中「土壌溶出量基準」を「別表4の5の項に規定する目標土壌溶出量を超える汚染状態」に改める。

40 第10の2(3)ア中「第2号オからキ」を「同号オからク」に、「同号ケ又はコ」を「同号ケ若しくはコ」に改める。

41 第10の3中「条例第60条の2の」を「条例第60条の2の規定による」に改め、第10に次の2項を加える。

4 自然由来等形質変更時届出管理区域に係る処理の委託の例外に関する基準

(1) 条例第60条の3第1項第2号アの土壤汚染等対策指針で定める基準は、自然由来等形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の左欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地が、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であるものとする。

自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の汚染状態	搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の汚染状態
土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの	土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの
土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの	土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの

(2) 条例第60条の3第1項第2号イの土壤汚染等対策指針で定める基準は、次のとおりとする。

ア 自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地と搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同

質な状態で広がっているものであること。

- イ 自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の港湾（漁業のように供する港湾を含む。以下同じ。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地と搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域の港湾内の公有水面の埋立てに係る埋立地が同一の港湾であること。

5 自然由来等形質変更時届出管理区域に係る要件

条例第60条の3第2項の土壌汚染等対策指針で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

- ア 当該土地を含む形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であること。

- イ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。

- ウ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

- エ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがある土地であって、第2第1項第4号アに掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染等調査その他第2に定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

- (2) 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

- ア 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事

業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、第2第1項第4号アに掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染等調査その他第2に定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるものであること。

42 別表3の2の項中欄中「不透水層」の次に「（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）」を加え、同項右欄に次のように加える。

ウ 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取並びに地下水の第一種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量（当該土地にある地下水の当該土地より下流側かつ措置管理区域の指定に係る規則第53条第1号アの地点より上流側にある地点であって、汚染の除去等の措置を講じた後に地下水基準に適合することを評価する地点（以下「評価地点」という。以下同じ。）において地下水基準に適合するよう定められた当該措置管理区域内の土地の土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量（当該特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果が第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）並びに目標地下水濃度（評価地点におい

て地下水基準に適合するよう定められた当該措置管理区域内の土地に地下水から検出される特定有害物質の量をいう。)を超えないものであることが確認されている場合に限る。)

43 別表 3 の 4 の項右欄に次のように加える。

オ 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壤並びに地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。)

44 別表 3 第 6 項右欄に次のように加える。

エ 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壤並びに地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が目標土壤溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。)

45 別表 3 の 8 の項及び 9 の項中欄中「土壤含有量基準に適合する汚染状態にある」を「基準不適合土壤以外の」に改める。

46 別表 4 の 1 の項右欄アの前に「(1)地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定」を加え同項第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定

ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

- ウ 当該土地の土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。
- エ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初１年は４回以上、２年目から１０年目までは１年に１回以上、１１年目以降は２年に１回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成１５年環境省告示第１７号で定める方法により測定すること。
- オ エの測定の結果を市長に報告すること。
- カ 措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、アの測定を５年間以上継続し、直近の２年間は１年に４回以上測定した結果、当該地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認すること。
- 47 別表４の２の項右欄ケ中「エ」を「オ」に、「ク」を「ケ」に改め、同欄ケをコとし、同欄ク中「エ」を「オ」に、「地下水汚染が生じていない」を「目標地下水濃度を超えない汚染」に改め、同欄クをケとし、同欄キ中「オ」を「カ」に改め、同欄キをクとし、同欄カ中「オ」を「カ」に改め、同欄カをキとし、同欄オ中「エ」を「オ」に改め、同欄オをカとし、同欄エ中「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、「（厚さが５メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒１００ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が１）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層を言う。）」を削り、同欄エをオとし、同欄ウ中「イ」を「ウ」に改め、同欄ウをエとし、同欄イをウとし、同欄ア中「深さ」の次に「その他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報」を加え、同欄アの次に次のように加える。
- イ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。
- 48 別表４の３の項右欄ケ中「エ」を「オ」に、「ク」を「ケ」に改め、同欄ケをコとし、同欄ク中「エ」を「オ」に、「地下水汚染が生じていない」を「目標地下水濃度を超えない汚染」に改め、同欄クをケとし、同欄キ中「オ」

を「カ」に改め、同欄キをクとし、同欄カ中「オ」を「カ」に改め、同欄カをキとし、同欄オ中「エ」を「オ」に改め、同欄オをカとし、同欄エ中「イ」を「ウ」に、「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、同欄エをオとし、同欄ウ中「イ」を「ウ」に改め、同欄ウをエとし、同欄イ中「アにより把握された基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、同欄イをウとし、同欄ア中「深さ」の次に「その他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報」を加え、同欄アの次に次のように加える。

イ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

49 別表4の4の項右欄(1)イ中「チ」を「ヌ」に改め、「排除基準をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同欄(2)エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エをオとし、同号ウ中「地下水汚染」を「目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染」に、「確認すること」を「確認するとともに、ウにより汚染された地下水を通過させる過程において、当該有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。」に改め、同号ウをエとし、同号イ中「起因する」を「起因する目標地下水濃度を超える汚染状態の」に、「地下水基準に適合させる」を「目標地下水濃度を超えない汚染状態にする」に改め、同号イをウとし、同号ア中「基準不適合土壌のある範囲及び深さ」を「当該土地の地下水汚染の状況その他の措置計画の作成のために必要な情報」に改め、同号アの次に次のように加える。

イ 評価地点及び目標地下水濃度を定めること。

50 別表4の5の項右欄(1)エ中「イ又はウ」を「ウ又はエ」に、「下流側の周縁」を「下流側の当該土地の周縁」に、「測定し、地下水汚染が生じていない」を「測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染」に、「地下水汚染が生じていないとき」を「目標地下水濃度を超えない汚染状態にあるとき」

に、「地下水汚染が生じていない状態を」を「目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを」に改め、同号エをオとし、同号ウ中「イ」を「ウ」に、「土壌溶出量基準」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態」に改め、「土壌であること」の次に「若しくはイの土地のあつては目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にあること」を加え、同号ウをエとし、同号イ中「アにより把握された基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌」に改め、「基準不適合土壌以外の土壌」の次に「又はロの土地にあつては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌」を加え、同号イをウとし、同号ア中「深さ」の次に「その他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報」を加え、同号アの次に次のように加える。

イ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

51 別表4の5の項右欄(2)エ中「イ」を「ウ」に改め、同号エをオとし、同号ウ中「イの基準不適合土壌」を「ウの目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に、「測定し、地下水汚染が生じていない」を「測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染」に、「方法により基準不適合土壌」を「方法により目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌」に改め、同号ウをエとし、同号イ中「基準不適合土壌から」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌から」に改め、同号イをウとし、同号ア中「深さ」の次に「その他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報」を加え、同号アの次に次のように加える。

イ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

52 別表4の6の項右欄ケ中「エ」を「オ」に、「ク」を「ケ」に改め、同欄ケをコとし、同欄ク中「エ」を「オ」に、「測定し、地下水汚染が生じていない」を「測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染」に改め、同欄ク

をケとし、同欄キ中「オ」を「カ」に改め、同欄キをクとし、同欄カ中「オ」を「カ」に改め、同欄カをキとし、同欄オ中「エ」を「オ」に、「ウ」を「エ」に改め、同欄オをカとし、同欄エ中「ウ」を「エ」に、「イ」を「ウ」に、「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、同欄エをオとし、同欄ウ(イ)中「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、同欄ウ中「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、同欄ウをエとし、同欄イ中「アにより把握された基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、同欄イをウとし、同欄ア中「深さ」の次に「その他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報」を加え、同欄アの次に次のように加える。

イ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

53 別表4の7の項右欄(1)オ中「イ」を「ウ」に、「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に、「地下水汚染が生じていない状態」を「目標地下水濃度を超えない汚染状態」に改め、同号オをカとし、同号エ中「イ」を「ウ」に、「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に改め、同号エをオとし、同号ウ中「イ」を「ウ」に、「基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に、「土壌溶出量基準に適合する」を「目標土壌溶出量を超えない」に改め、同号ウをエとし、同号イ中「アにより把握された基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に、「その他の基準不適合土壌」を「その他の当該土壌」に、「土壌溶出量基準に適合する」を「目標土壌溶出量を超えない」に改め、同号イをウとし、同号ア中「深さ」の次に「その他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報」を加え、同号アの次に次のように加える。

イ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

54 別表4の7の項右欄(2)オ中「ウ」を「エ」に、「測定し、地下水汚染が生じていない」を「測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染」に改め、

同号オをカとし、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エをオとし、同号ウ中「イ」を「ウ」に、「土壌溶出量基準に適合する」を「目標土壌溶出量を超えない」に改め、同号ウをエとし、同号イ中「アにより把握された基準不適合土壌」を「目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌」に、「掘削された基準不適合土壌」を「掘削された土壌」に、「土壌溶出量基準に適合する」を「目標土壌溶出量を超えない」に改め、同号イをウとし、同号ア中「深さ」の次に「その他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報」を加え、同号アの次に次のように加える。

イ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

55 別表 4 の12の項を削り、備考中「、盛土又は地下水汚染の拡散の防止」を「又は盛土」に改める。

56 別表 6 を別表 7 とし、別表 5 の次に次の 1 表を加える。

別表 6 生活環境被害措置等の種類と実施の方法

措置の種類	措置の実施の方法
1 地下水の水質の測定	ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初 1 年は 4 回以上、2 年目から 10 年目までは 1 年に 1 回以上、11 年目以降は 2 年に 1 回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定すること。 イ アの測定の結果を市長に報告すること。 ウ 措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、アの測定を 5 年間以上継続し、直近の 2 年間は 1 年に 4 回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物

	質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。
2 地下水汚染の拡散の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡散の防止 ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準に適合させて下水道に排除すること。 ウ 当該土地の地下水汚染が拡散するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水から検出された特定有害物質が第二地下水基準に適合するものであることを確認すること。 この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ ウの測定の結果を市長に報告すること。 (2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡散の防止 ア 当該土地の地下水汚染の状況その他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その

	他の方法により把握すること。 イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を設置すること。 ウ 当該土地の地下水汚染が拡散するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、第二地下水基準に適合しない地下水が当該土地の区域外に拡散していないことを確認するとともに、イにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、第二地下水基準に適合する汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、第二地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡散していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ ウの測定の結果を市長に報告すること。
3 原位置封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の

作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、当該土地の基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。

ウ 次のいずれかの方法により、イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。

(ア) アの方法と同等以上の方法により、アにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ1メートルから1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定する方法

(イ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあつては、当該掘削された土壌の搬出に係る規則第55条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法

(ウ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しく

は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定する方法

エ 基準不適合土壌のある範囲の側面を囲み、当該土壌の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

オ エの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質

	が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。)により覆うこと。 ク エの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。 ケ エの構造物により囲まれた範囲の1以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
4 遮水工封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。 ウ イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたものについて、第二溶出

量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌であることを確認すること。

エ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にイにより掘削された基準不適合土壌（当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの）を埋め戻すこと。

オ エにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用い

	られている土地にあつては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ク エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の 1 以上の地点に観測井を設け、1 年に 4 回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が 2 年間継続することを確認すること。 ケ エにより埋め戻された場所の内部の 1 以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
5 地下水汚染の拡大の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号リ（1）に規定する排出水基準をいう。以下同じ。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第 4 条第 1 号ヌ（1）に規定する排除基準をいう。）

に適合させて下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除すること。

ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

エ ウの測定の結果を市長に報告すること。

(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

ア 当該土地の地下水汚染の状況その他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止することができると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着

	する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。以下同じ。)を設置すること。 ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、イにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、地下水基準に適合する汚染状態にする場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ ウの測定の結果を市長に報告すること。
6 土壌汚染の除去	(1) 基準不適合土壌の掘削による除去 ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ポ

ーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アによる把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。

ウ イにより掘削された土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻す土壌について、当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに1点の土壌を採取したもの又は当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法又は平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定した結果、基準不適合土壌以外の土壌であることを確認すること。

エ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イ又はウにより土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された

場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に、土壌の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあっては、地下水汚染が生じていない状態を1回確認すること。

(2) 原位置での浄化による除去

ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、アにより把握された基準不適合土壌から特定有害物質を除去すること。

ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含

まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により基準不適合土壌から当該特定有害物質を除去した場合であって、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの1回の確認とすることができる。

エ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、100平方メートルにつき1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有

	害物質の量を平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。
7 遮断工封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削すること。 ウ 当該土地に、基準不適合土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。 (ア) 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。 (イ) 埋め戻す基準不適合土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。 (ウ) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。 エ ウにより設置した仕切設備の内部に、イにより掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと。 オ エにより土壌の埋め戻しを行った後、ウの開口部をウ(ア)から(ウ)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

	カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ク エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。 ケ エにより埋め戻された場所の内部の1以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
8 不溶化	(1) 原位置不溶化 ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の当該土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。

ウ イにより性状の変更を行った基準不適合
土壌のある範囲について、100平方メートルごとに1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

エ イにより性状の変更を行った基準不適合
土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

オ イにより性状の変更を行った基準不適合
土壌のある範囲にある地下水の下流側の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

(2) 不溶化埋め戻し

ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された土壌を薬剤の注入その他

	の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。 ウ イにより性状の変更を行った土壌について、100立方メートル以下ごとに5点の土壌を採取し、当該5点の土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。 エ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 オ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。
--	---

備考 地下水の水質の測定、地下水汚染の拡散の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め又は不溶化を行うに当たっては、管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

57 指針第5号様式を指針第7号様式とし、指針第4号様式を指針第6号様式

とし、指針第 3 号様式中

「

土地の形質の変更を行う管理区域に おいて講じられている 汚染の除去等の措置	
---	--

」

を

「

土地の形質の変更を行う管理区域に おいて講じられている 汚染の除去等の措置					
土地の形質の変更の施行中に 地下水汚染の拡大が確認された 場合における対応方法					
事故、災害その他の緊急事態が 発生した場合における対応方法					
最大形質変更深 さより 1 メートルを超える深さ の位置について 試料採取等の対 象としなかった 土壌について 土地の形質の 変更をしよう とする場合	<table> <tr> <td>土壌汚染等調 査に準じた 方法による 調査の結果</td><td></td></tr> <tr> <td>分析を行った 計量法第 107 条の登録を 受けた者の 氏名又は名称</td><td></td></tr> </table>	土壌汚染等調 査に準じた 方法による 調査の結果		分析を行った 計量法第 107 条の登録を 受けた者の 氏名又は名称	
土壌汚染等調 査に準じた 方法による 調査の結果					
分析を行った 計量法第 107 条の登録を 受けた者の 氏名又は名称					

」

に改め、同様式を指針第 5 号様式とし、指針第 2 号様式中

「

土地の形質の変更の着手予定日 及 び 完 了 予 定 日	
---------------------------------	--

」

を

「

土地の形質の変更の着手予定日 及 び 完 了 予 定 日	
土地の形質の変更の施行中に 地下水汚染の拡大が確認された 場 合 に お け る 対 応 方 法	
事故、災害その他の緊急事態が 発生した場合における対応方法	

」

に改め、同様式を指針第 4 号様式とし、第 1 号様式を指針第 3 号様式とし、
別表 7 の次に次の 2 様式を加える。

指針第 1 号様式

被害防止措置計画書届出書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 土壌汚染等対策指針第 4 第 2 項の規定により、被害防止計画書の作成について、次のとおり届け出ます。	
自 主 調 査 に 係 る 対 象 地 の 名 称	
自 主 調 査 に 係 る 対 象 地 の 所 在 地	
被 害 防 止 措 置 計 画 書	別添のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

指針第 2 号様式

被害防止措置完了報告書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 土壌汚染等対策指針第 4 第 3 項の規定により、被害防止措置の完了について、次のとおり届け出ます。	
自主調査に係る 対象地の名称	
自主調査に係る 対象地の所在地	
講じた被害防止 措置の概要	
被害防止措置の 開始及び終了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
汚染がなくなった ことの確認の方法	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

附 則

この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 388 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 3 年 7 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

グローブガーデン野並南建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴海町字伝治山 1 番31 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

健康福祉局
区役所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月30日

名古屋市長 河村 たかし

別表第2環境薬務室長の項第2号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同項第3号中「第12条第2項、第13条第3項」を「第12条第4項、第13条第4項」に、「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同項第4号中「第14条第14項」を「第14条第16項」に、「第2条」を「第2条の13」に改め、同項第6号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項第8号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第10号中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、同項第11号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項第12号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項第13号中「第1条の6第3項、第1条の7」を「第2条の4第3項、第2条の5」に改め、同項第14号中「第1条の8」を「第2条の6」に改める。

附 則

この達は、令和3年8月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第11号

教育委員会定例会の開催について

令和3年8月5日午前10時00分市役所東庁舎5階大会議室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年7月30日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

令和4年度使用教科用図書の採択について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

令和 3年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三洋堂書店いりなか店

名古屋市昭和区隼人町 7番地 7 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)三洋堂書店	午前10時00分	午前 9時00分	午後12時00分	変更なし
(株)マツモトキヨシ	午前10時00分	午前 9時00分	午後12時00分	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物南西側 駐車場①	午前 9時30分から 午前 0時30分まで	午前 8時30分から 午前 0時30分まで
隔地 駐車場②		午前 8時30分から 午後10時00分まで
隔地 駐車場③		午前 8時30分から 午前 0時30分まで

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏 名	代表者の氏名	住 所
-----	--------	-----

安藤 裕子	—	名古屋市昭和区五軒家町 8番地の 5
-------	---	--------------------

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)三洋堂書店	代表取締役 加藤 和裕	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
(株)マツモトキヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸市新松戸東 9番地 1

4 大規模小売店舗の変更をする日

令和 3年 8月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,658平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

18台

(2) 駐輪場の収容台数

24台

(3) 荷さばき施設の面積

35.08平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

8.53立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

8 届出の日

令和 3年 7月 9日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

昭和区役所情報コーナー、瑞穂区役所情報コーナー及び天白区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 7月28日から同年11月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月29日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R F 新守山ショッピングセンター

名古屋市守山区新守山2830番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
(株)ロイヤルホームセンター	午前 6時15分	午後 9時00分	変更なし	変更なし
(株)T S U T A Y A	午前 9時00分	午後12時00分		
(株)グリーンハウスフーズ		午後 9時00分		
(株)ビジュアスカ				
(株)シーケイズ				
(株)不二家				
(株)セリア				
(株)キャメル珈琲				
(株)サンリフオーム				
(株)エービーシー・マート				
(株)ストライプインターナショナル				
(株)ジーユー				

(株)HAP i N S				
(株)ジンズ				
(株)アルカスインターナショナル				
(株)ユタカファーマシー				
ユニー(株)				
UDリテール(株)	—	—	午前 9時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
駐車場①、③、④、⑤	午前 8時30分から 午前 0時30分まで	変更なし
駐車場②	午前 6時00分から 午後 9時30分まで	午前 6時00分から 午前 0時30分まで
駐車場⑥	午前 8時30分から 午後 9時30分まで	午前 8時30分から 午前 0時30分まで
駐車場⑦	午前 6時00分から 午後 9時30分まで	変更なし

3 変更の日

令和 3年 8月26日

4 変更しようとする理由

営業計画の変更のため

5 届出の日

令和 3年 7月 5日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー、東区役所情報コーナー及び北区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 7月29日から同年11月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月29日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課